

事業主のみなさんへのお知らせです。

従業員への給与支払いに関する

## 特別徴収実施のご案内

熊本県と県内すべての市町村からお知らせです。

従業員の所得税を源泉徴収している。

はい

従業員の個人住民税を給料から特別徴収（天引き）していない。

はい

市町村で手続きを！！  
（1月末までに給与支払報告書を提出してください。）

■ 個人住民税（個人市町村民税と個人県民税）の特別徴収とは、所得税の源泉徴収と同様に、給与支払者が毎月従業員に支払う給与から個人住民税を徴収（引き落とし）し、個人住民税の納税義務者である給与所得者に代わって、納入していただく制度です。

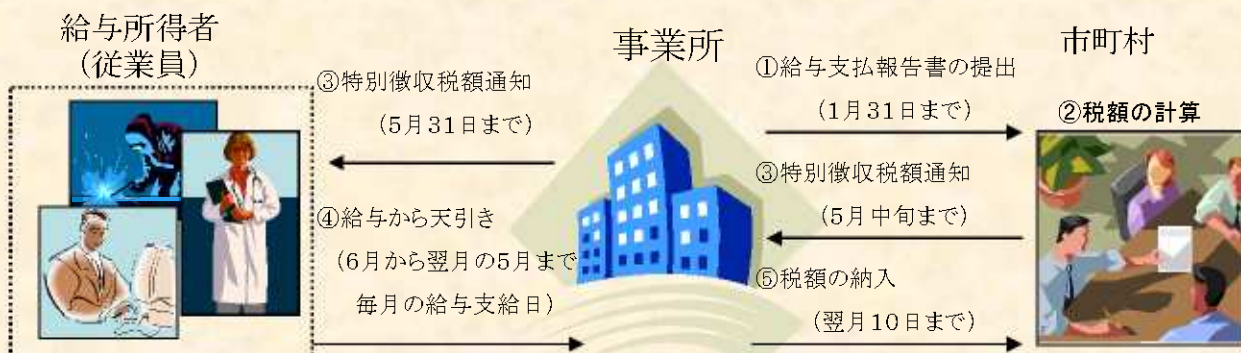
所得税を源泉徴収している事業主のみなさまは、個人住民税を特別徴収しなければなりません。

■ 地方税法第321条の4及び各市町村の条例の規定により、給与を支払う事業者は、原則としてすべて特別徴収義務者として個人住民税を特別徴収していただくこととされています。

（事業主（給与支払者）や従業員の意志で特別徴収するかどうかを選択することはできません。）

特別徴収の事務

毎年5月に特別徴収義務者あてに「特別徴収税額決定通知書」をお送りしますので、その税額を毎月の給与から徴収し、翌月の10日までに合計額を各従業員の住所地の市町村へ納入していただきます。



# 個人住民税の 特別徴収に関する

(特別徴収について、よくあるご質問を掲載しました。)



**Q 小規模な会社で従業員も少ないので、面倒な事務は困ります。**

A 個人住民税は、所得税の源泉徴収と違い雇い主さんが給与天引きする税額を計算したり、年末調整をする手間がかかりません。市町村が事前に給与支払報告書に基づいて税額を計算し通知します。

毎月の給料から徴収(天引き)する額は、年税額の12分の1で1年間変わりません。

雇い主の皆さんは、その額を毎月の給料から徴収(天引き)し、合計額を翌月の10日までに各従業員の住所地の市町村へ納めていただくことになります。

なお、従業員が常時10人未満の事業所には、申請により年12回の納期を年2回とする制度もあります(納期の特例の承認)。

この個人住民税の特別徴収制度は、会社の規模にかかわらず雇い主の社会的義務として地方税法等に定められたものですので、ご理解ください。

**Q 特別徴収へ切り替えることによるメリットは何ですか？**

A 特別徴収制度は、従業員の方にとって大変便利な制度です。

○ 従業員の方が個々に納税のために金融機関へ出向く必要がありません。

○ 住民税の納め忘れがなくなります。(延滞金の心配がなくなります)

○ 従業員の方にとって、納期が12回となり1回当たりの税負担額が少なくなります。

【例】住民税の年税額が12万円の場合

・普通徴収の場合～ 6月、8月、10月、12月の年4回の納期毎に3万円

・特別徴収の場合～ 毎月1万円

**Q 新たに特別徴収により納税するためには、どんな手続きをすればいいのですか？**

A 市町村へ「給与支払報告書」を提出する期限である1月31日までに、市町村の住民税の担当課へご連絡ください。市町村では、それを受け、5月31日までに特別徴収税額の通知をしますので、6月から翌年の5月までの給与支払時に特別徴収(天引き)して、市町村へ納めていただくことになります。

詳しくは、従業員等の住所地の市町村(住民税担当課)へお問い合わせください。

**※事業主の皆様におかれましては、法令に基づく適正な特別徴収の実施をお願いします。**

このお知らせに関するお問い合わせはこちらまでお願いします。

熊本県総務部税務課

Tel.096-333-2099(ダイヤルイン)

E-Mail:zeimu@pref.kumamoto.lg.jp

# 従業員の個人住民税の特別徴収 (天引き)を実施していますか。

- 個人住民税の特別徴収とは、所得税の源泉徴収と同様に、給与支払者が毎月従業員に支払う給与から個人住民税を特別徴収(天引き)し、住民税の納税義務者である従業員に代わって納入いただく制度です。
- 所得税を源泉徴収している事業主のみなさまは、原則としてすべて特別徴収義務者として住民税を特別徴収していただくこととなっております。(地方税法第321条の4及び各市町村条例)

## 【特別徴収の方法による納税の仕組み】



※注 市町村への「給与支払い報告書」は1月31日が提出期限です。

問い合わせ先 熊本県総務部税務課 TEL 096-333-2099(ダイヤルイン)

Email [zeimu@pref.kumamoto.lg.jp](mailto:zeimu@pref.kumamoto.lg.jp)